

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月策定

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員のデータ

区 分	公務員				民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	28 人	50 歳	296,896 円	309,500 円				
調理員	21 人	51 歳	294,995 円	304,605 円	調理師	43 歳	225,700 円	1.3
用務員	5 人	49 歳	283,560 円	289,220 円	用務員	54 歳	227,200 円	1.3
運転手	2 人	48 歳	350,200 円	411,599 円	自家用自動車運転手	58 歳	238,000 円	1.7

(注)

1 「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの基本給の平均である。 2 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、住居手当、時間外勤務手当など期末勤勉手当を除くすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

3 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査(賃金センサス)」の平成 16 年～平成 18 年の 3 年平均である。

4 民間類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区 分	20 歳未満	20 歳～23 歳	24 歳～27 歳	28 歳～31 歳	32 歳～35 歳	36 歳～39 歳	40 歳～43 歳	44 歳～47 歳	48 歳～51 歳	52 歳～55 歳	56 歳～59 歳	60 歳以上
	全 体	人 0	人 0	人 1	人 1	人 1	人 1	人 2	人 4	人 3	人 4	人 11
調理員	0	0	1	1	1	0	1	3	1	4	9	0
用務員	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	2	0
運転手	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表 行政職給料表(二)適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当 該当なし

ウ 昇給基準 毎年 1 月 1 日に前 1 年間における勤務成績に応じて、4 号給(57 歳を超える場合は 2 号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、四国中央市定員適正化計画に基づき、新規採用は行っていない。また、今後においても、退職不補充とし、民間委託や臨時職員等の配置により対応する。給与に関しては、職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡を図りながら、国、県における給与等を参考とし、適正な制度の運用に努める。

3 具体的な取組内容

平成 16 年 4 月合併時における技能労務職員は 36 名であったが、退職不補充や行政職給料表(一)適用職種への切替等により、平成 19 年 4 月時点においては調理員 21 名、用務員 5 名、運転手 2 名の合計 28 名となっている。全職員に占める割合は 2.4%であるが、比較的多い高齢層の職員に対しては、引き続き、勧奨退職の推進を図るとともに若年層の職員に対しては、職員本人の意向や資格、免許等の取得状況を踏まえ、可能な範囲で行政職給料表(一)適用職種への切替を積極的に行い、将来的には民間委託の推進や事務事業の見直し等の取組状況を踏まえた中で、技能労務職を廃止する方針で取り組んでいる。

4 その他

平成 20 年 4 月に学校給食センター調理業務の民間委託を予定しており、在職する調理員については、順次、行政職給料表(一)適用職種への切替や保育所等の施設における給食調理業務への配置換えを行うこととしている。